

豚熱清浄化ロードマップ

令和7年6月

農林水産省

消費・安全局

<目 次>

第1	はじめに	1
第2	ロードマップの基本的な考え方	2
第3	各フェーズの詳細	4
1	0期（現在のフェーズ）	4
(1)	概要	4
(2)	目的	4
(3)	実施対策	4
(4)	I期への移行要件	4
2	I期（現行ワクチン接種豚をマーカーワクチン接種豚に置換するフェーズ）	5
(1)	概要	5
(2)	目的	5
(3)	実施対策	5
(4)	II期への移行要件	5
3	II期（感染抗体陽性豚をゼロにするフェーズ）	5
(1)	概要	5
(2)	目的	6
(3)	実施対策	6
(4)	III期への移行要件	6
4	III期（清浄国ステータス取得要件に適合させるフェーズ）	6
(1)	概要	6
(2)	目的	7
(3)	実施対策	7
(4)	IV期への移行要件	7
5	IV期（清浄国ステータス取得後ステータスを維持するフェーズ）	7
(1)	概要	7
(2)	目的	7
(3)	実施対策	7

第1 はじめに

1 豚熱は、かつて我が国において、全国的にまん延していたが、平成4年を最後に国内での発生は確認されなくなり、平成19年4月1日に国際獣疫事務局（以下「WOAH」という。）の規約に定める豚熱清浄国を宣言し、平成27年には清浄国の公式認定を受けた。

しかし、平成30年9月9日、我が国において26年ぶりに豚熱が発生し、令和元年10月には、飼養豚への豚熱の感染リスクが高い地域への予防的ワクチンの接種を開始した。これにより、我が国の清浄国のステータスは令和2年9月に失われた。

2 平成30年9月の再発以降令和7年5月までに、24都県99例の発生が確認されている。予防的ワクチン接種を含む、豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和2年7月1日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）に基づく発生予防対策やまん延防止対策の推進により、飼養豚での発生数は年5件程度に減少したものの、感染地域が九州に拡大する等、先行きが見通せない状況にある。

こうした中で、養豚業界等から豚熱の清浄化への道筋を示すよう要望が寄せられており、「養豚農業の振興に関する基本方針」（令和7年4月策定）においても、「特に豚熱については、今後、現下の発生状況やこれまでの対策の効果を踏まえつつ、関係者が連携し、清浄化に向けた道筋を示す」とされたことから、今般、豚熱清浄化ロードマップ（以下「ロードマップ」という。）を策定することとした。

3 ロードマップは、「我が国からの豚熱ウイルスの撲滅」及び「全国での飼養豚へのワクチン接種の中止」を最終目標とするが、野生いのしし群での感染の現況を踏まえ、当面の目標として「飼養豚での清浄化を地域毎に進め、2050年を目途としての全国でのWOAHの豚熱清浄国ステータス取得」を目指すものとする。

すなわち、当面の目標の達成のため、野生いのしし群の清浄化のための対策は引き続き推進していくものの、その進捗に拘わらずに、飼養豚群での清浄化を進めていくものとする。

4 なお、ロードマップについては、豚熱の発生状況の変化、科学的知見及び技術の進展等があった場合には、随時見直すこととする。

5 また、ロードマップは、野生いのしし群の清浄化に向けた対策については具体的なアプローチを提示していないが、今後、野生いのしし豚熱対策検討会等の専門家の意見を聴きながら、清浄化までのフェーズやそれぞれのフェーズに移行するための要件等を検討する方針である。

第2 ロードマップの基本的な考え方

- 1 上記のとおり、ロードマップの最終的な目標は、「我が国からの豚熱ウイルスの撲滅」及び「全国での飼養豚へのワクチン接種の中止」であるが、その過程で、当面の目標として、「飼養豚での清浄性について、WOAHの豚熱清浄国ステータス取得」を目指す（図1）。

豚熱清浄化ロードマップのイメージ

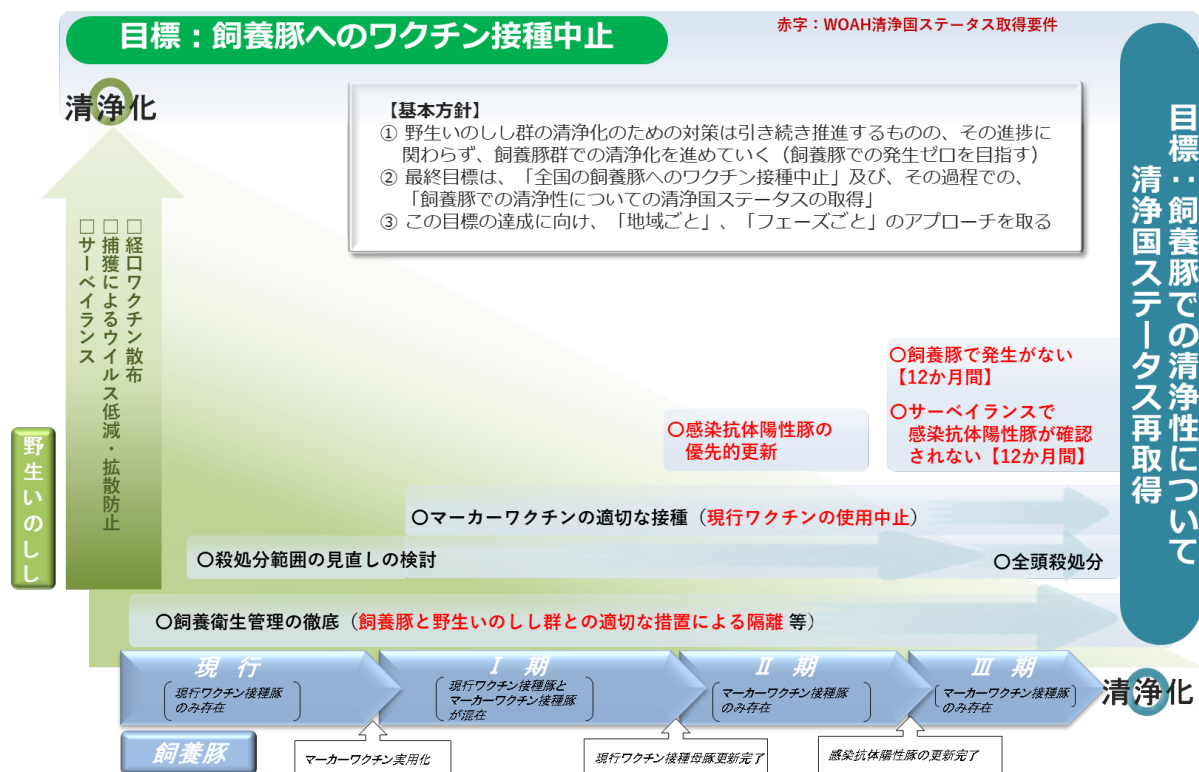


図1 豚熱の清浄化ロードマップのイメージ

- 2 なお、WOAHの国際基準（以下「WOAHコード」という。）に規定される豚熱清浄国ステータス取得の要件（WOAHコード 15.2 章の 15.2.3 条に規定）は、概ね以下のとおり。
 - ① 過去 12 か月間、飼養豚で豚熱の発生がないこと
 - ② ワクチン接種豚と感染豚を区別する手法がない場合、過去 12 か月間、飼養豚へのワクチン接種が行われていないこと（マーカーワクチンが実用化されワクチン抗体と感染抗体を区別する検査が実施可能になれば、この要件はクリア可能）
 - ③ 過去 12 か月間、飼養豚でサーベイランスが実施されていること
 - ④ 感染野生いのししが国内に存在する場合、飼養豚と野生いのししの群が適切な措置により隔離されていること
- 3 1の目標の達成に向け、基本的に「地域ごと」及び「フェーズごと」のアプローチをとる。

「フェーズごと」のアプローチについて、ロードマップでは豚熱清浄国ステータス取得に向け下表の５段階のフェーズを設定する。各フェーズの詳細は第３のとおり。

フェーズ名	フェーズの概要
Ⅰ期	現在のフェーズ (可能な限り早期のマーカーワクチンの実用化を目指す)
	
Ⅱ期	現行ワクチン接種豚をマーカーワクチン接種豚に置換するフェーズ
 移行時期 2035 年頃	
Ⅲ期	感染抗体陽性豚をゼロにするフェーズ
 移行時期 2045 年頃	
Ⅳ期	清浄国ステータス取得要件に適合させるフェーズ
 移行時期 2050 年頃	
Ⅴ期	清浄国ステータス取得後のフェーズ

それぞれのフェーズに設定される移行要件を満たした場合に次ステージに移行する。移行の判断は、牛豚等疾病小委員会の委員等の専門家の意見を踏まえ農林水産省が行う。

「地域ごと」のアプローチについて、野生いのししの生息状況及び豚熱感染状況、地理的要因、飼養豚における発生状況等を踏まえ、行政区域等で区別される地域を単位として、次のフェーズに移行することができる。現在ワクチン接種を実施していない地域や、感染野生いのししが確認されない地域においては、他の地域に先んじて飼養豚ワクチンの使用中止を検討するとともに、飼養豚での発生がないことを確認し、WOAHの豚熱清浄地域ステータス（豚熱清浄国ステータスと同要件）取得を目指すことができる。

第3 各フェーズの詳細

1 0期（現在のフェーズ）

（1）概要

0期は現行ワクチン接種下の、マーカーワクチン実用化までの期間を指す。

0期において、豚熱の発生が確認された農場で飼養される豚は全頭を殺処分するが、これまでのワクチン接種農場における豚熱の発生事例等を踏まえ、ワクチン接種農場で発生した場合の殺処分範囲の見直しについて検討し、その見直しが妥当と考えられる場合、必要な手続きを踏んだ上で防疫指針を変更する。

なお、感染野生いのししが存在しない地域等においては、ワクチン使用の中止を検討し、WOAHの豚熱清浄地域ステータスの取得を目指す。

（2）目的

- ① 清浄国復帰に向けた関係者の機運を醸成する（豚熱との共存が困難であるとの共通理解を醸成する）
- ② WOAHの豚熱清浄国ステータス認定要件を踏まえた飼養衛生管理レベルの向上を図る。

（3）実施対策

① 効果的なワクチン接種

農場ごとの接種適期を踏まえたワクチン接種や、ワクチンの有効性に悪影響を及ぼすと報告されている豚繁殖・呼吸障害症候群ウイルス（PRRSV）や豚サーコウイルス2型（PCV2）のコントロールを推進すること等により、より有効性の高いワクチン接種を推進する。

② サーベイランス

血清抗体検査（現行のELISA）により、免疫付与状況を確認することを目的としたサーベイランスを実施する。

③ 飼養衛生管理の徹底

これまでの発生事例の調査で得られた知見や、開業獣医師や野生動物の専門家等の第3者の目も活用しながら、飼養衛生管理の徹底を図る。また、異常豚を発見した場合の早期通報を徹底する。

さらに、WOAHの豚熱清浄国ステータスの取得にあたり「飼養豚と野生いのしし群の適切な措置による隔離」が求められることも踏まえ、農場周辺の環境等の要因も考慮しながら、必要に応じて、柵よりも防御効果の高いとされる壁（安全鋼板等）の設置を推進する。

④ 野生いのしし対策

主に農場付近での感染管理を目的とした経口ワクチン散布及び捕獲の推進による野生いのししの密度の減少により、野外環境中の豚熱ウイルス量の低減を図る。

（4）I期への移行要件

マーカーワクチンが実用化され、全国一律での使用が開始できる状況になること（地域間での豚等の流通管理を容易にするため、また、ワクチン製造業者の負担を低減するため、マーカーワクチンの使用開始は全国一律を想定）。

2 I 期（現行ワクチン接種豚をマーカーワクチン接種豚に置換するフェーズ）

（1）概要

I 期は、現行ワクチン接種豚をマーカーワクチン接種豚に徐々に置き換えていく期間を指し、この期間では、マーカーワクチン接種豚と現行ワクチン接種豚が混在することとなる。

ワクチン抗体と感染抗体を区別する E L I S A（以下、識別抗体 E L I S A）による検査が実施可能となることも踏まえ、0 期でワクチン接種農場での殺処分範囲を見直していた場合であっても、その手法の変更を再度検討しうる。

なお、感染野生いのししが存在しない地域等においては、ワクチン使用の中止を検討し、W O A H の豚熱清浄地域ステータスの取得を目指す。

（2）目的

- ① マーカーワクチンの使用が豚熱清浄国ステータス取得要件の一つとなっていることを踏まえ、マーカーワクチンの使用を推進する。
- ② 識別抗体 E L I S A を活用したサーベイランスにより、我が国における真の豚熱ウイルス汚染実態を把握するとともに、これを踏まえた飼養衛生管理レベルの更なる向上を図る。

（3）実施対策

① 効果的なワクチン接種

0 期と同様の効果的なワクチン接種を推進するとともに、マーカーワクチンの現場での使用により得られるデータを踏まえ、効果的なワクチン接種の方法についての知見を一層集積する。

② サーベイランス

識別抗体 E L I S A により、免疫付与状況を確認すること及び感染抗体陽性豚の浸潤状況を把握することを目的としたサーベイランスを実施する。感染抗体陽性豚が確認された場合であっても、当該農場で飼養豚に異状が確認されない場合には、追加の病性鑑定検査等は実施しない。

③ 飼養衛生管理の徹底

0 期と同様の対策を推進する。

④ 野生いのしし対策

0 期と同様の対策を推進する。

（4）II 期への移行要件

各地域において、現行ワクチン接種豚の更新を完了する（地域内で現行ワクチンを接種した飼養豚が存在しなくなる）こと。

3 II 期（感染抗体陽性豚をゼロにするフェーズ）

（1）概要

II 期は、III 期での W O A H の豚熱清浄国ステータス取得要件への適合に向けた準備期間を指す。具体的には、III 期で清浄性を証明するためのサーベイランスを実施する際に支障を生じないようにするため、感染抗体陽性豚の淘汰・更新を推進する。

ワクチン接種農場で発生した場合はⅠ期と同様の殺処分を実施するが、Ⅱ期の目的に照らし、その手法については変更を検討しうる。

なお、感染野生いのししが存在しない地域等においては、ワクチン使用の中止を検討し、WOAHの豚熱清浄地域ステータスの取得を目指す。

(2) 目的

Ⅲ期でのWOAHの豚熱清浄国ステータス取得要件適合に向け、感染抗体陽性豚をゼロにする。

(3) 実施対策

① 効果的なワクチン接種

Ⅰ期と同様の対策を推進する。

② サーベイランス

識別抗体ELISAにより、免疫付与状況を確認すること及び感染抗体陽性豚の摘発を目的としたサーベイランスを実施する。感染抗体陽性豚が確認された場合であっても、当該農場で異状が確認されない場合には、追加の病性鑑定検査等は実施しないが、感染抗体陽性豚については優先的に更新する。

③ 飼養衛生管理の徹底

Ⅰ期と同様の対策を推進する。

④ 野生いのしし対策

Ⅰ期と同様の対策を推進する。

⑤ Ⅰ期地域から豚を導入する場合の対応

PCR検査で陰性を確認し、外見的に識別可能な標識を付した上で導入する。また、感染抗体陽性豚は導入しない。

(4) Ⅲ期への移行要件

各地域において、サーベイランスにより判明した感染抗体陽性豚の更新を完了すること。

4 Ⅲ期（清浄国ステータス取得要件に適合させるフェーズ）

(1) 概要

Ⅲ期は、WOAHの豚熱清浄国ステータス取得要件への適合を目指す期間を指す。

本期間は前期（全ての地域がⅢ期への移行要件を満たすまでの待機期間）と後期（全ての地域がⅢ期前期に到達してから清浄国ステータスを取得するまでの期間）に分けられる。前期にワクチン接種農場で発生した場合はⅡ期と同様の殺処分を実施するが、後期に発生した場合は全頭殺処分を実施する。これは、WOAHコードにおいて、

① 疾病の清浄化が間近な場合においては全頭殺処分が望ましい手法である（4.19.6条）

② WOAHの豚熱清浄国ステータス取得後に豚熱が再発した場合において、早期に清浄国に復帰するためには全頭殺処分（stamping-out policy）を行う必要がある（15.2.7条）

とされているためである。

(2) 目的

第2の2のWOAHの豚熱清浄国ステータス取得要件に適合した後、清浄国ステータス認定をWOAHに申請する。

(3) 実施対策

① 効果的なワクチン接種

Ⅱ期と同様の対策を推進する。

② サーベイランス

前期においては、Ⅱ期と同様の対応を行う。

後期においては、識別抗体ELISAにより、我が国の養豚場における清浄性を確認することを目的としたサーベイランスを実施する。感染抗体陽性豚が確認された場合、直ちに清浄化を達成するために全頭殺処分を実施する。

③ 飼養衛生管理の徹底

Ⅱ期と同様の対策を推進する。

④ 野生いのしし対策

Ⅱ期と同様の対策を推進する。

⑤ I期/Ⅱ期地域から豚を導入する場合の対応

PCR検査で陰性を確認し、外見的に識別可能な標識を付した上で導入する。また、感染抗体陽性豚は導入しない。

(4) IV期への移行要件

WOAHの豚熱清浄国ステータスの取得。

5 IV期（清浄国ステータス取得後ステータスを維持するフェーズ）

(1) 概要

IV期は、WOAHの豚熱清浄国ステータスを取得した後の期間を指す。

発生が確認された場合には全頭殺処分を実施し、早期の清浄国復帰を目指す。また、野生いのししにおける豚熱感染状況を踏まえ、ワクチン使用の中止を検討・実施する。

(2) 目的

① WOAHの豚熱清浄国ステータスを維持する。

② 野生いのししにおける豚熱清浄化を達成し、最終目標である飼養豚へのワクチン接種中止を達成する。

(3) 実施対策

① サーベイランス

識別抗体ELISAにより、我が国の養豚場における清浄性維持を確認することを目的としたサーベイランスを実施する。感染抗体陽性豚が確認された場合、直ちに農場清浄化を達成するために全頭殺処分を実施する。

② 飼養衛生管理の徹底

Ⅲ期と同様の対策を実施する。

③ 野生いのしし対策

Ⅲ期と同様の対策を実施する。